

タイムビジネス協議会 普及促進セミナー
「出願によらない知財保護・活用」
～IPイノベーション(IPI)～

1. 知財の現状と幻想(問題提起)
2. 知財には2種類ある(開示知財と守秘知財)
3. 守秘知財を守る法律(不正競争防止法と先使用権制度)
4. 新しい知財戦略モデル(知財ブランドモデル: SIR)
5. まとめ(知財経営の要諦は、守秘知財にあり)

2014年9月5日

知財ブランド協会(SIR) 会長

学術博士 玉井 誠一郎

知財の現状（問題提起）

不正行為の横行

- ・人を通じた設計・ノウハウ情報の大量流出
 - ・新日鉄住金 VS ポスコ 事件
 - ・東芝 VS ハイニックス 事件
- ・産地偽装・商材偽装（ニセモノ）
 - ・食の安全安心
- ・研究不正
 - ・論文不正など（STAP論文）
 - ・ラボノート

不正を防ぎ立証する明確な 証拠 (evidence) の必要性

出願幻想

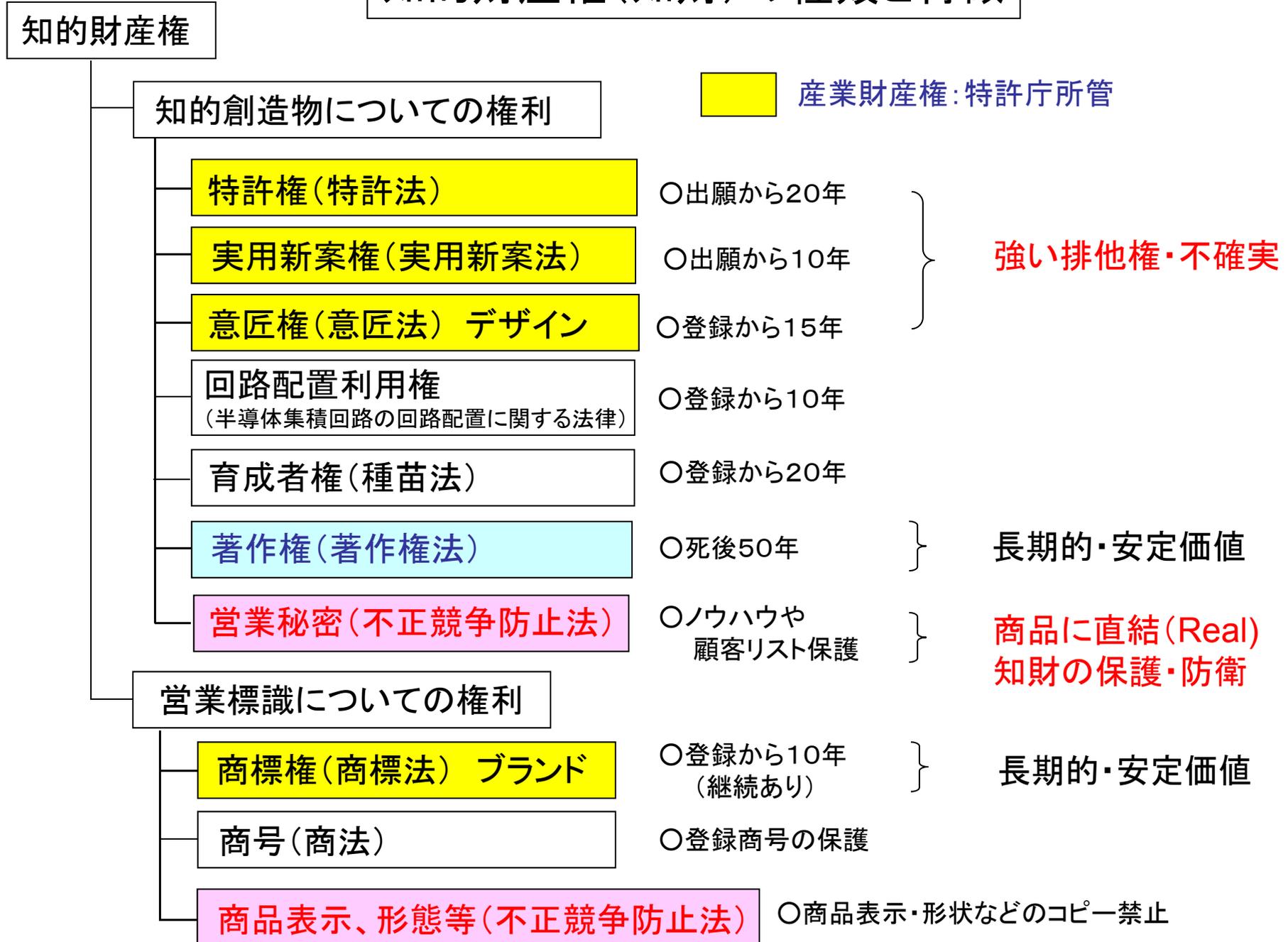
- 特許出願すれば安心、誰かが守ってくれる。
→ 自らの費用で自らが守らないと誰も守ってくれない。
- 出願件数の多い会社は、儲けている。
→ 少なくとも日本企業は、出願件数と儲けに関連性は無い。
(P社は、世界有数の特許出願と保有を誇るが大赤字)

知財と商品の乖離(事業や商品の儲けを確保できる知財になっていない)

- 特許制度は、産業振興に寄与する。
→ 欧米の学術論文によれば、その事実はなく、むしろ阻害している。
(反知的独占～特許と著作権の経済学～ミケーレ・ボルドリン他著, NTT出版, 2010)
→ TPP交渉における著作権延長問題の本質。

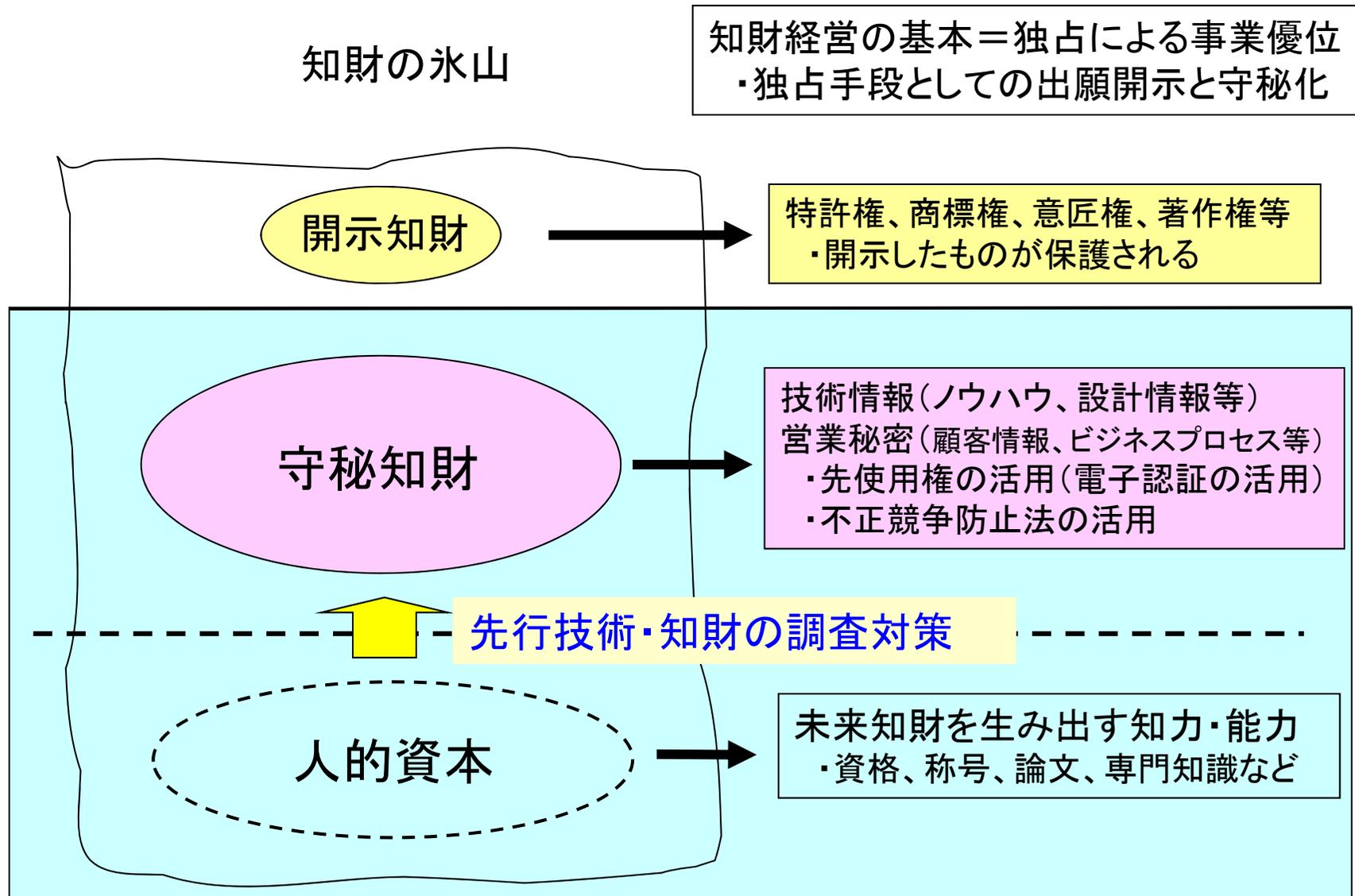
誰のための、何のための制度か!

知的財産権(知財)の種類と特徴



知財には2種類ある(知財の氷山モデル)

知財を(開示知財 + 守秘知財)のトータルでマネジメント



開示知財と守秘知財の比較

	開 示 知 財 (特許の場合)	守 秘 知 財 (ノウハウ等)
特 徴	強い排他権による侵害排除・独占 (実体商品に関係なく権利のみの行使可)	秘密情報管理と不正競争防止による 知財保護・共存(実体商品に即した保護)
法 律(準拠法)	特許法	不正競争防止法 特許法第79条(先使用权)
権利行使力	差止め、損害賠償	差止め、損害賠償、情報漏洩罪
保護期間	出願から20年	制限無し
出願及び登録維持コスト	大 (数十万円～)	小 (千円～+守秘管理費用)
対策コスト	大 (権利行使費用(調査・裁判費)確保)	小 (市場による監視・淘汰)
リスク1	・無効化リスク	・特にリスクなし (先使用权の活用対策)
リスク2	・出願後1.5年で全世界に公開される	・公然開示していないため特許出願可
総合評価	△	◎

守秘知財が極めて重要！ ドイツ企業はなぜ強いのか

不正競争防止法を理解する

所管官庁: 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

(参考URL; <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/2012hontai.pdf>)

商取引において、自分の商売と類似の商法や、紛らわしい商法を用いて、顧客を横取りしようという不正商法を禁止する法律

不正競争防止法(民法上の不法行為(民法709条)の強化版)

- ・登録することなく、日々の市場での取引の中で発生する個別具体的な不正競争行為を、その都度排除していく仕組み
- ・特許などの産業財産権者に対しても権利侵害主張できる
- ・期間の制約限定なし
- ・刑事罰、差し止め、損害賠償を認める

商品と一体化した権利行使
(行為法)

VS

産業財産権法(特許・新案・意匠・商標法)

- ・登録により、一定期間、排他的効力により独占できる
- ・差し止め、損害賠償を認める

商品の有無に関係ない権利行使
(権利法)

不正競争防止法により禁止されている行為

不正競争防止法2条1項の下記の行為

- ・商品等の主体混同行為(1号)
- ・著名表示不正使用等の行為(2号)
- ・商品形態をデッドコピーした商品を流通に置く行為(3号)
- ・**営業秘密の不正利用行為(4号～9号)**
- ・技術的制限手段迂回装置を流通に置く行為(10号～11号)
- ・ドメイン名の不正取得等の行為(12号)
- ・商品等の原産地・品質等誤認行為(13号)
- ・他人の営業上の信用毀損行為(14号)
- ・代理人等による商標の無断使用行為(15号)

- **営業秘密は、技術情報を含み、秘密情報管理が必須**
- **権利主張や行使のためには、明確な証拠が必要**

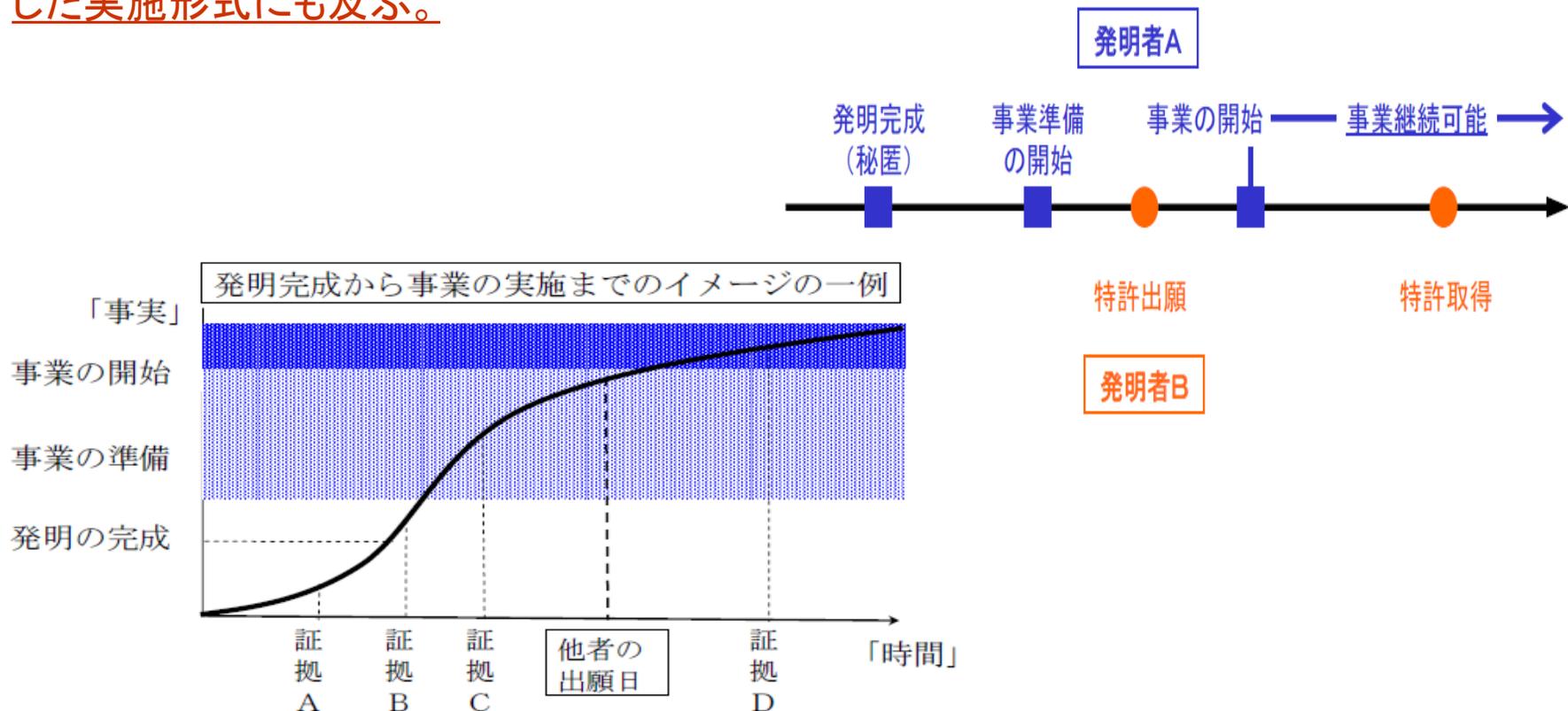
先使用権制度(特許法79条)を理解する(1)

(出典)特許庁総務部企画調査 平成20年度知的財産権制度説明会(実務者向け)

先使用権とは、他者の特許出願時には、少なくとも、発明の実施である「**事業の準備**」、もしくは、その「**事業**」をしていた者については、公平の観点から、先願者である他者の特許権を無償で実施し、その「**事業**」を継続できる権利。(実用新案および意匠も同じ。)

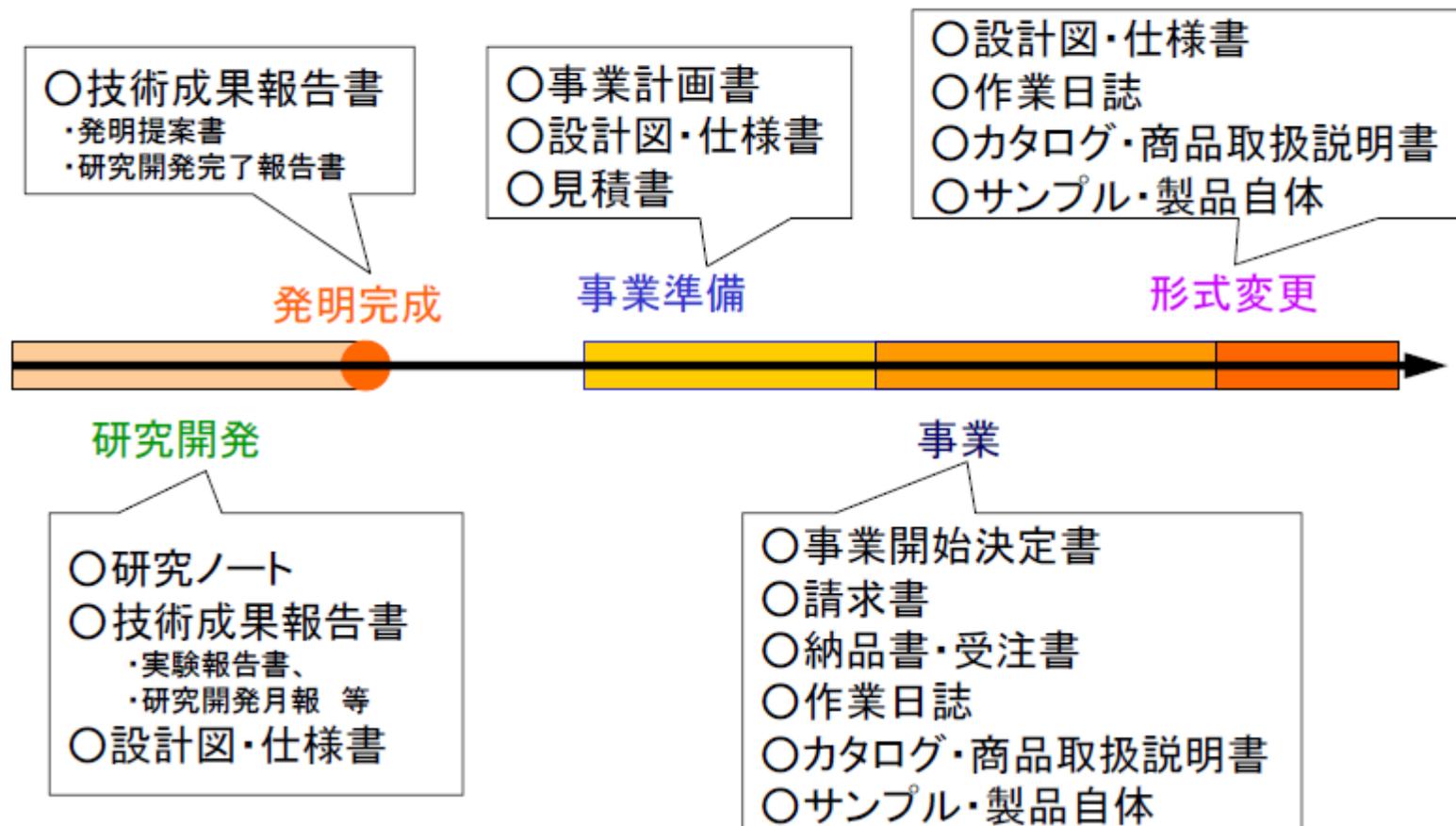
ウオーキングビーム最高裁判決＝「**発明思想説**」を採用

先使用権の効力は、特許出願の際(優先権主張日)に先使用権者が実施又は準備をしていた**実施形式だけでなく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶ。**



先使用权制度(特許法79条)を理解する(2)

先使用权の要件となる事実に関する証拠を、確保可能な時点ごとに収集し保管することが最も確実な手法

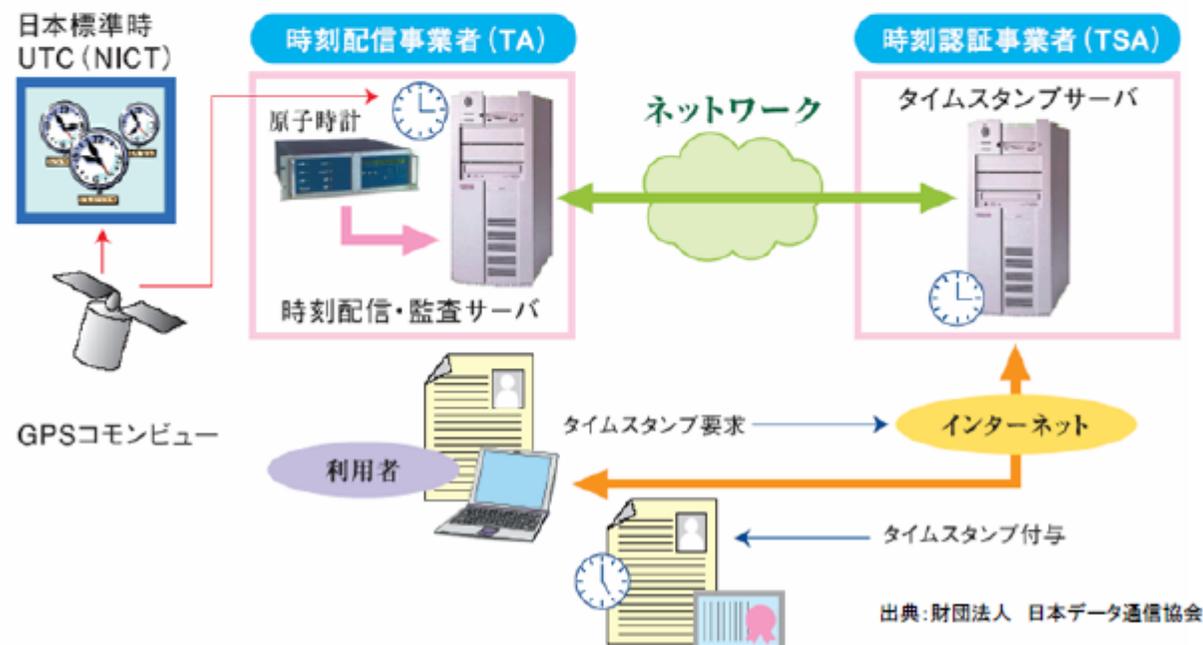


先使用権制度(特許法79条)を理解する(3)

3-6. 証拠力を高める手法 ~民間タイムスタンプサービス~

- 「タイムスタンプ」は、電子データに時刻情報を付与することにより、「いつ」、「どのような」電子情報が存在していたかを証明するための民間のサービスです。
- 「電子署名」は、実社会で書面等に行う押印やサインに相当する行為を、電子データに対して電子的に行うサービスです。
- 「タイムスタンプ」と「電子署名」の組み合わせで、「いつ」、「誰が」、「どのような」を証明し得る。

■タイムスタンプが付与される仕組み



先使用権制度は、主要国にもあるが、運用条件に注意

中国[中国特許法第63条]

【要件】

①特許出願日の前に、②中国国内において、③特許技術と同じ技術を実施又は実施のための準備を行っていること。④実施に当たっては元の範囲内で行われていること。

【ポイント】

○実施のための準備：設計図面と技術文書を既に完成し、専用設備と金型の準備を整え、または試作品の作成等の準備作業が整っていること。[北京市高級人民法院]（例：製品の販売日は特許出願日より遅いが、既にプレス機・溶接機等の必要な準備を整えており、また特許の技術的特徴と同様な試作品を作成していたことにより先使用権を認めた）

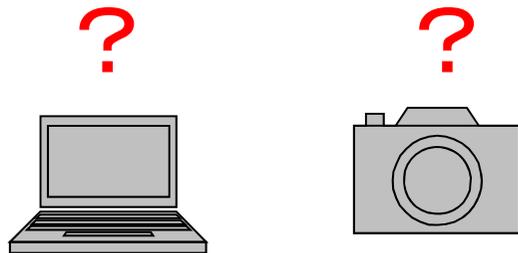
○その他：先使用権が認められるのは、特許製品の「製造」及び特許方法の「使用」に限られ、販売、販売申出、又は輸入の行為が含まれていない。[中国国家知的財産権局逐条解説]

米国は、2011年の法改正により、全特許（従来はビジネスモデルのみ）に適用になった。但し、出願日より1年前に実施していることが条件になる（事業の準備は認められない）。

知財ブランドモデル(SIR)とは

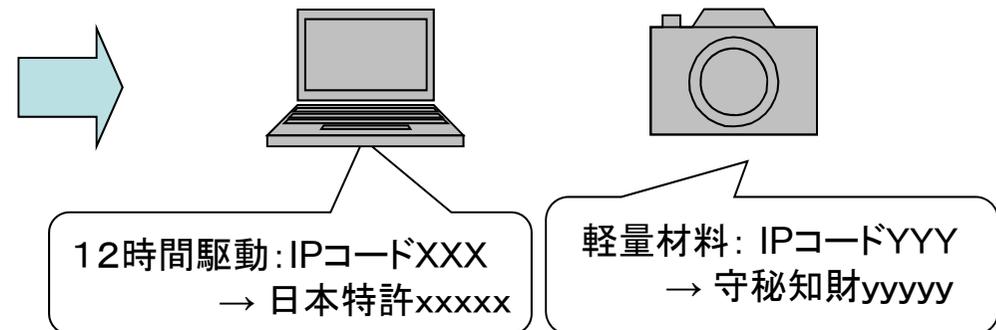
知財を商品のブランド形成手段として開示するモデル

商品に使用している知財が不明
(知財情報と商品情報が乖離)



- 知財が利益に直結していない
- ニセモノ対策・技術流失の防止・国民の知財意識の向上が困難
- 知財立国の理念である知的創造サイクルが回らない

商品価値を担保する知財に
知財(IP)コードを付与して開示



従来の課題を解決

知財(IP)コードの表示例



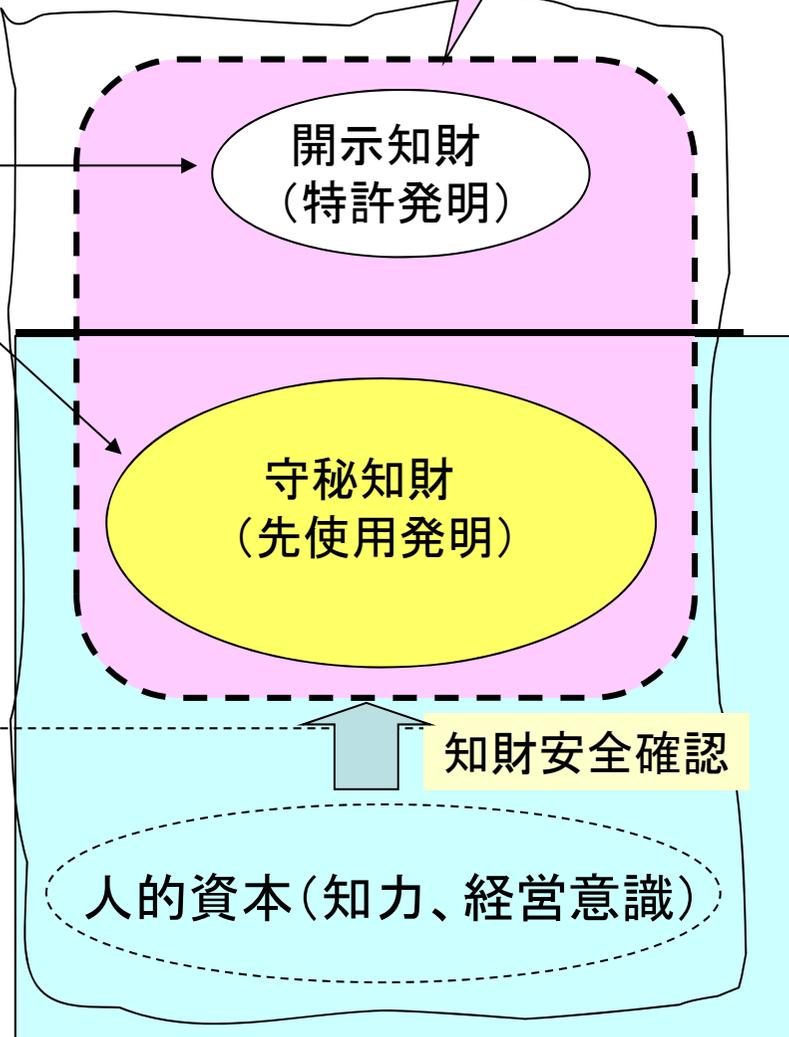
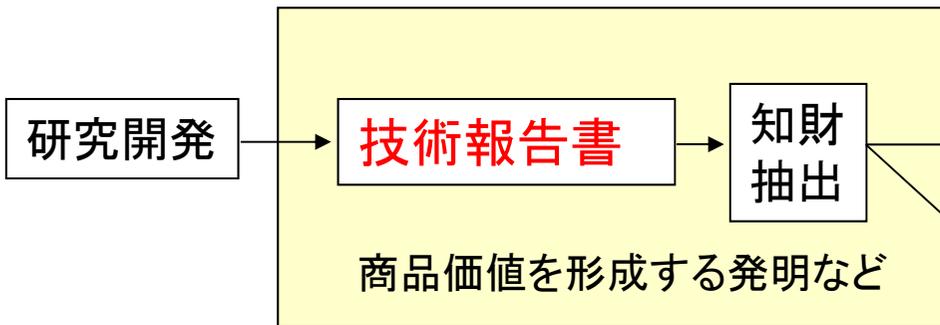
SIR 知財(IP)コード
S3920000208381996

知財化とは

知財化 = 文書化(ドキュメント) * タイムスタンプ * 情報管理

これらの知財を
知財ブランド協会
(SIR)に登録

知財の冰山モデル



知財(技術成果)名称: 守秘情報
Confidential

発明者(開発者)名: **タイム**

資料番号(IPコード): **スタンプ**

- ・再現性(実施可能要件)を確保した技術文書の作成
- ・文明の日本語で論理的に明快に記述
- ・技術成果報告書と特許明細書は同じ構成
- ・作成日の確定と改ざん防止のためのタイムスタンプ
- ・情報の区別: 守秘情報であることの標記など

開発した技術者自身が文書を作成

知財登録の意義・目的（知財を識別する知財コード（IPコード）の役割）

○出願によらない知財保護

出願リスクの回避・費用低減

①知財流出の防止：ノウハウなどの知財化
（不正競争防止法の適用強化）

②先使用权の担保（先使用权制度の適用強化）

③発明者の誇り・企業の技術シンボルの役割

④特許出願制度を補完

○商品利益の確保

⑤商品価値の明確化による利益の確保

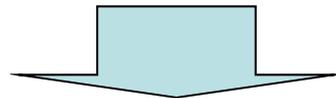
○国民の知財意識の向上

⑥商品を通じた知財意識の向上

⑦国民や市場の目・監視によるニセモノ対策

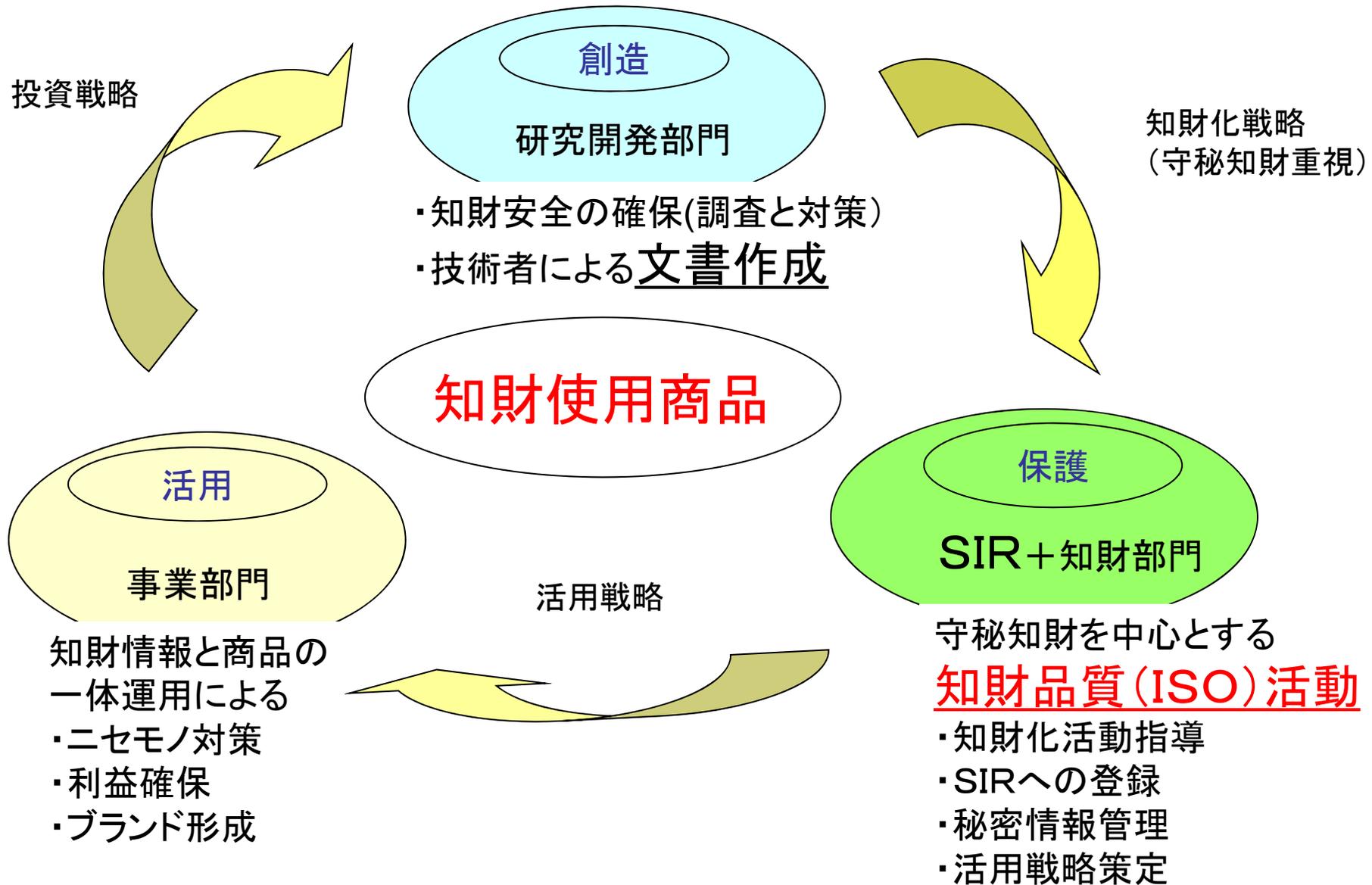
○知財立国への貢献

⑧市場による知財フィードバックを受けるため
管理知財から経営知財への革新が図れる
（事業・開発・知財戦略の三位一体運営）



知財によるブランド形成

知財ブランドモデル(SIR)による知的創造サイクルの好循環化





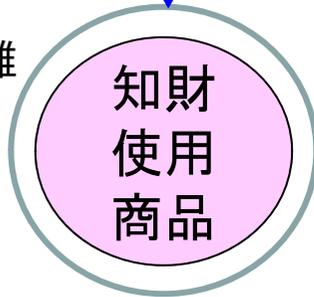
知財を利益・ブランド・誇りに直結させる協会
守秘知財の登録保護スキームを持ち、現行の知財制度を補完

* 世界の標準コード体系を目指す
 知財 (IP) コードの例



特許庁
 ・開示知財

知財・商品の乖離



国民・購入者
 (顧客)



会員企業



- ・ネットにより知財使用商品をPR
- ・市場の目によるニセモノ排除
- ・国民の知財意識の向上

知財ブランド協会SIR
 知財 (IP) コードの付与
 ・守秘知財の登録
 ・開示知財の登録

知財による
 ブランド形成



協会登録

- ・コストが桁違いに安い
- ・出願リスクが無い
- ・不正競争防止法・先使用权制度で保護される(先進国で整備済)
- ・人による技術情報の流出防止
- ・技術者の誇りや実績の顕彰

特許出願

- ・コストが高い
- ・1. 5年で全世界に公開
- ・訴訟費用を担保する必要
- ・無効にされるリスクがある

まとめ

1. 知財は、最重要の基本財産権であり、ブランド価値 & 利益の源泉である。
2. 産業振興の基本は、不公正な競争を排することである。
特許など強い排他権のみの制度では産業振興が阻害されると考えられる。
3. 知財は、開示知財と守秘知財のトータルでマネジメントすべきである。
守秘知財は、開示知財と比べて大きなメリットがあることを認識すべきである。

知財経営の要諦は、守秘知財にあり！

4. 知財化の第一歩は、文明による明快な文書であり、開発者自身が書くべき。
知財化とは、文書化 * タイムスタンプ * 情報管理のことを言う。
5. 知財が本来の役目を果たせない問題の本質は、知財と商品の乖離にある。
この問題を解決する新しいモデルとして、知財ブランドモデルを提唱した。
6. このモデルを推進する知財ブランド協会 (知財登録協会 = SIR)を設立した。
SIRは、ニセモノ対策、利益確保、ブランド形成、開発者の誇りの証し、技術流失防止、先使用权の担保、不正競争防止法の適用支援、国民の知財意識の向上並びに特許制度を補完する役割を持ち、真の知財立国に貢献する使命をもつ。

SIRは、知財イノベーション (IPI)の先頭に立つ！

追加メッセージ

○参考書の紹介

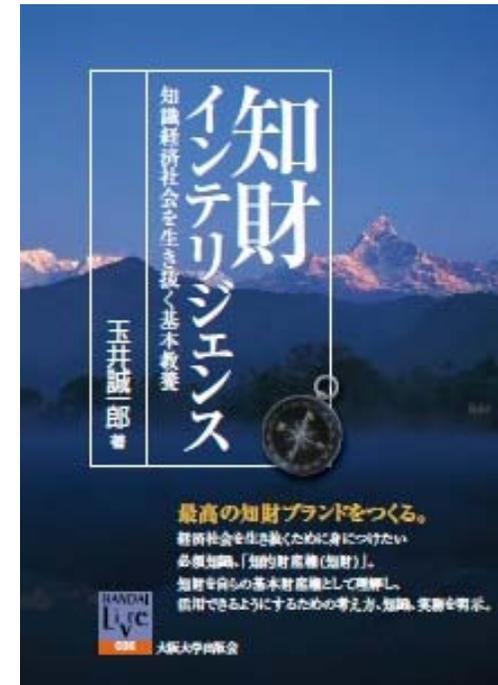
- ・知識経済社会を生き抜くための知財に関する体系的且つ実践的な基本教養書&教科書です。是非ご自分への投資としてご一読ください。

好評発売中！ (社)日本図書館協会 選定図書
日本知的財産協会(JIPA) 紹介図書

『知財インテリジェンス』

大阪大学出版会、320ページ、税込 2,100円

電子書籍は、 <http://www.shinanobook.com/> 税込 1,000円



- 協会HPのお知らせ欄に、最近の新聞・放送機関で報道された有用情報があります。

<http://www.ipbrand.org>

- 知財相談や入会などに関するお問い合わせは下記メールで受け付けています。

ipbrand@gmail.com

参考資料

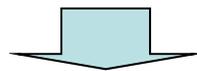
反知的独占—特許と著作権の経済学 の骨子

(出典:ミケーレ・ポルドリン&デヴィッド・K・レヴァイン著, NTT出版, 2010)

特許制度の何が問題か？

それが市場にもたらす「**排他独占的**」効果を批判しており、「**独占的仕組みを用いなくても創作者が利益を得ること(私益)は十分可能であり、社会的な利益(公益)も大幅に増大する**」ことを事実に基づいて論理的に展開する。現在の特許制度や著作権制度を、**より独占的でない仕組みに変更**すべきと主張している。

- ・ **中小企業の特許出願メリットは無い**。(大企業に買収される場合を除いて。)
- ・ 特許制度によって、イノベーション(産業振興)が促進された事実は確認できない。審査制度にも問題がある。
- ・ 自分のビジネス自由度確保のための大量出願や特許買取りは、特許制度の目的である産業の進展を阻害する。
- ・ **この特許戦争で一番利益を得るのは、法律や制度の関係者(知財村の住人)である**。彼らは、まるで武器商人のようである。
- ・ 特許は、技術の「アイデア」だけを保護する。しかし、特許明細書を読んだり、製品を分解したり、その抽象的な水準でのアイデアのコピーだけでは、**実施(商品化)できない**。
→ **ノウハウやプロセスなどの守秘知財の重要性を示唆!**



私益・公益の止揚からすれば、特許制度より**不正競争防止制度!**